官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

# 目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁一〇）　一
〔法規的告示〕
○気象庁船舶気象無線通報規則の一部改正について（気象庁五）　二
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件（内閣府七四）　二
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務五〇）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七五九）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通六八一）　三
○船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示（同六八二）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四九～一五二）　四
○海上における火薬の水中爆破訓練を実施する件（同一五三）　五
〔国会事項〕　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕　五
官庁事項
国営阿賀野川用水事故防止事業計画の公告（農林水産省）　五
登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
法務
公証人任免（法務省）　六
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配九五）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　三

## 最高裁規則

### 最高裁判所規則第十号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月十日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

**第一条**　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に、「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

**第二条**　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に、「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

**第三条**　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（司法委員規則の一部改正）

**第四条**　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万八百円」を「一万千二百円」に改める。

（参与員規則の一部改正）

**第五条**　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一万八百円」を「一万千二百円」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

**第六条**　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千三百十円」を「六千五百四十円」に改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

**第七条**　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千六百二十円」を「五千八百二十円」に改める。

第四十条第一項中「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

**第八条**　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万五百円」を「一万九百円」に、「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に改める。

**附　則**

1　この規則は、令和八年七月一日から施行する。

2　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

# 法規的告示

**○気象庁告示第五号**

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十六条の規定に基づき、気象庁船舶気象無線通報規則（昭和三十五年気象庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第一条**　気象庁船舶気象無線通報（以下「船舶通報」という。）は、船舶の運航に利用されることを目的として、気象庁が行う東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺にある地域における警報、概況報（気圧系、前線系等の概要を内容とする資料）及び予報等の無線通信による発表をいう。 | **第一条**　気象庁船舶気象無線通報（以下「船舶通報」という。）は、船舶の運航に利用されることを目的として、気象庁が行う東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺にある地域における警報及び概況報（気圧系、前線系等の概要を内容とする資料）の無線通信による発表をいう。 |

**附　則**

1　この告示は、令和八年七月三十日から施行する。

2　改正後の規定は、施行日の十一時以降に行う通報について適用し、同日十一時前に行う通報については、なお従前の例による。

# その他告示

**○内閣府告示第七十四号**

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

| 品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| β－グルコシダーゼ | *Bacillus subtilis* NTI 06（pHYT２PsBG）株を利用して生産されたβ－グルコシダーゼ | 日本食品化工株式会社 |
| リボフラビン | RFE 8922株を利用して生産されたリボフラビン | DSM株式会社 |

**○法務省告示第五十号**

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、同法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

令和八年六月十日

法務大臣　平口　洋

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名　称　第二十一回土地家屋調査士特別研修

三　期　間　令和八年六月二十四日から同年九月五日まで

四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査

**○農林水産省告示第七百五十九号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。<br>第一　さんま<br>一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）<br>91,554トン | さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。<br>第一　さんま<br>一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）<br>95,623トン |

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 3,700 |
| （略） | （略） |

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） | 74,590 |
| さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） | 7,810 |
| （略） | （略） |

第二～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 3,900 |
| （略） | （略） |

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） | 77,940 |
| さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） | 8,160 |
| （略） | （略） |

第二～第九　（略）

**○国土交通省告示第六百八十一号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十日

国土交通大臣　金子　恭之

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1742 | 時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）麹町山王マンション建替計画」の構造方法に応じて評価する方法 | １－４　耐風等級 | 麹町山王マンションマンション建替組合 | 東京都中央区八重洲一丁目４番16号東京建物株式会社内 | 令和８年５月25日 |

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

**○国土交通省告示第六百八十一号**

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示

（船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部改正）

**第一条**　船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその該当部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。 | 船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　北緯四十一度四十四分四十七秒東経百四十度四十二分三十七秒の地点 | 四　北緯四十一度四十四分四十七秒東経百四十度四十二分三十七秒の地点 |
| 五・六　（略） | 五・六　（略） |
| 七　北緯三十九度十六分二十五秒東経百四十一度五十三分二十秒の地点 | 七　北緯三十九度十六分二十五秒東経百四十一度五十三分二十秒の地点 |
| 八・九　（略） | 八・九　（略） |
| 十　北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分二十七秒の地点 | 十　北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分二十七秒の地点 |
| 十一～十六　（略） | 十一～十六　（略） |
| 十七　北緯三十三度三十六分三十五秒東経百三十三度三十一分三十秒の地点 | 十七　北緯三十三度三十六分三十五秒東経百三十三度三十一分三十秒の地点 |
| 十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 | 十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| 十九～二十二　（略） | 十九～二十二　（略） |
| 二十三　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 | 二十三　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| 二十四　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 | 二十四　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| 二十五～二十七　（略） | 二十五～二十七　（略） |
| 二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 | 二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| 二十九～三十二　（略） | 二十九～三十二　（略） |
| 三十三　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 | 三十三　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| 三十四～三十七　（略） | 三十四～三十七　（略） |
| （削る） | 三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三十九～四十二　（略） |
| 四十三～四十七　（略） | 四十三～四十七　（略） |
| （削る） | 四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四十九～五十二　（略） |
| 五十三～五十七　（略） | 五十三～五十七　（略） |
| （削る） | 五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五十九～六十二　（略） |
| 六十三～六十七　（略） | 六十三～六十七　（略） |
| （削る） | 六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六十九～七十二　（略） |
| 七十三～七十七　（略） | 七十三～七十七　（略） |
| （削る） | 七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七十九～八十二　（略） |
| 八十三～八十七　（略） | 八十三～八十七　（略） |
| （削る） | 八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八十九～九十二　（略） |
| 九十三～九十七　（略） | 九十三～九十七　（略） |
| （削る） | 九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九十九～百二　（略） |
| 百三～百七　（略） | 百三～百七　（略） |
| （削る） | 百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百九～百十二　（略） |
| 百十三～百十七　（略） | 百十三～百十七　（略） |
| （削る） | 百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百十九～百二十二　（略） |
| 百二十三～百二十七　（略） | 百二十三～百二十七　（略） |
| （削る） | 百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百二十九～百三十二　（略） |
| 百三十三～百三十七　（略） | 百三十三～百三十七　（略） |
| （削る） | 百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百三十九～百四十二　（略） |
| 百四十三～百四十七　（略） | 百四十三～百四十七　（略） |
| （削る） | 百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百四十九～百五十二　（略） |
| 百五十三～百五十七　（略） | 百五十三～百五十七　（略） |
| （削る） | 百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百五十九～百六十二　（略） |
| 百六十三～百六十七　（略） | 百六十三～百六十七　（略） |
| （削る） | 百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百六十九～百七十二　（略） |
| 百七十三～百七十七　（略） | 百七十三～百七十七　（略） |
| （削る） | 百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百七十九～百八十二　（略） |
| 百八十三～百八十七　（略） | 百八十三～百八十七　（略） |
| （削る） | 百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百八十九～百九十二　（略） |
| 百九十三～百九十七　（略） | 百九十三～百九十七　（略） |
| （削る） | 百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 百九十九～二百二　（略） |
| 二百三～二百七　（略） | 二百三～二百七　（略） |
| （削る） | 二百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百九～二百十二　（略） |
| 二百十三～二百十七　（略） | 二百十三～二百十七　（略） |
| （削る） | 二百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百十九～二百二十二　（略） |
| 二百二十三～二百二十七　（略） | 二百二十三～二百二十七　（略） |
| （削る） | 二百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百二十九～二百三十二　（略） |
| 二百三十三～二百三十七　（略） | 二百三十三～二百三十七　（略） |
| （削る） | 二百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百三十九～二百四十二　（略） |
| 二百四十三～二百四十七　（略） | 二百四十三～二百四十七　（略） |
| （削る） | 二百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百四十九～二百五十二　（略） |
| 二百五十三～二百五十七　（略） | 二百五十三～二百五十七　（略） |
| （削る） | 二百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百五十九～二百六十二　（略） |
| 二百六十三～二百六十七　（略） | 二百六十三～二百六十七　（略） |
| （削る） | 二百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百六十九～二百七十二　（略） |
| 二百七十三～二百七十七　（略） | 二百七十三～二百七十七　（略） |
| （削る） | 二百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百七十九～二百八十二　（略） |
| 二百八十三～二百八十七　（略） | 二百八十三～二百八十七　（略） |
| （削る） | 二百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百八十九～二百九十二　（略） |
| 二百九十三～二百九十七　（略） | 二百九十三～二百九十七　（略） |
| （削る） | 二百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 二百九十九～三百二　（略） |
| 三百三～三百七　（略） | 三百三～三百七　（略） |
| （削る） | 三百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百九～三百十二　（略） |
| 三百十三～三百十七　（略） | 三百十三～三百十七　（略） |
| （削る） | 三百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百十九～三百二十二　（略） |
| 三百二十三～三百二十七　（略） | 三百二十三～三百二十七　（略） |
| （削る） | 三百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百二十九～三百三十二　（略） |
| 三百三十三～三百三十七　（略） | 三百三十三～三百三十七　（略） |
| （削る） | 三百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百三十九～三百四十二　（略） |
| 三百四十三～三百四十七　（略） | 三百四十三～三百四十七　（略） |
| （削る） | 三百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百四十九～三百五十二　（略） |
| 三百五十三～三百五十七　（略） | 三百五十三～三百五十七　（略） |
| （削る） | 三百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百五十九～三百六十二　（略） |
| 三百六十三～三百六十七　（略） | 三百六十三～三百六十七　（略） |
| （削る） | 三百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百六十九～三百七十二　（略） |
| 三百七十三～三百七十七　（略） | 三百七十三～三百七十七　（略） |
| （削る） | 三百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百七十九～三百八十二　（略） |
| 三百八十三～三百八十七　（略） | 三百八十三～三百八十七　（略） |
| （削る） | 三百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百八十九～三百九十二　（略） |
| 三百九十三～三百九十七　（略） | 三百九十三～三百九十七　（略） |
| （削る） | 三百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 三百九十九～四百二　（略） |
| 四百三～四百七　（略） | 四百三～四百七　（略） |
| （削る） | 四百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百九～四百十二　（略） |
| 四百十三～四百十七　（略） | 四百十三～四百十七　（略） |
| （削る） | 四百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百十九～四百二十二　（略） |
| 四百二十三～四百二十七　（略） | 四百二十三～四百二十七　（略） |
| （削る） | 四百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百二十九～四百三十二　（略） |
| 四百三十三～四百三十七　（略） | 四百三十三～四百三十七　（略） |
| （削る） | 四百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百三十九～四百四十二　（略） |
| 四百四十三～四百四十七　（略） | 四百四十三～四百四十七　（略） |
| （削る） | 四百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百四十九～四百五十二　（略） |
| 四百五十三～四百五十七　（略） | 四百五十三～四百五十七　（略） |
| （削る） | 四百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百五十九～四百六十二　（略） |
| 四百六十三～四百六十七　（略） | 四百六十三～四百六十七　（略） |
| （削る） | 四百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百六十九～四百七十二　（略） |
| 四百七十三～四百七十七　（略） | 四百七十三～四百七十七　（略） |
| （削る） | 四百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百七十九～四百八十二　（略） |
| 四百八十三～四百八十七　（略） | 四百八十三～四百八十七　（略） |
| （削る） | 四百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百八十九～四百九十二　（略） |
| 四百九十三～四百九十七　（略） | 四百九十三～四百九十七　（略） |
| （削る） | 四百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 四百九十九～五百二　（略） |
| 五百三～五百七　（略） | 五百三～五百七　（略） |
| （削る） | 五百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百九～五百十二　（略） |
| 五百十三～五百十七　（略） | 五百十三～五百十七　（略） |
| （削る） | 五百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百十九～五百二十二　（略） |
| 五百二十三～五百二十七　（略） | 五百二十三～五百二十七　（略） |
| （削る） | 五百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百二十九～五百三十二　（略） |
| 五百三十三～五百三十七　（略） | 五百三十三～五百三十七　（略） |
| （削る） | 五百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百三十九～五百四十二　（略） |
| 五百四十三～五百四十七　（略） | 五百四十三～五百四十七　（略） |
| （削る） | 五百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百四十九～五百五十二　（略） |
| 五百五十三～五百五十七　（略） | 五百五十三～五百五十七　（略） |
| （削る） | 五百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百五十九～五百六十二　（略） |
| 五百六十三～五百六十七　（略） | 五百六十三～五百六十七　（略） |
| （削る） | 五百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百六十九～五百七十二　（略） |
| 五百七十三～五百七十七　（略） | 五百七十三～五百七十七　（略） |
| （削る） | 五百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百七十九～五百八十二　（略） |
| 五百八十三～五百八十七　（略） | 五百八十三～五百八十七　（略） |
| （削る） | 五百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百八十九～五百九十二　（略） |
| 五百九十三～五百九十七　（略） | 五百九十三～五百九十七　（略） |
| （削る） | 五百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 五百九十九～六百二　（略） |
| 六百三～六百七　（略） | 六百三～六百七　（略） |
| （削る） | 六百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百九～六百十二　（略） |
| 六百十三～六百十七　（略） | 六百十三～六百十七　（略） |
| （削る） | 六百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百十九～六百二十二　（略） |
| 六百二十三～六百二十七　（略） | 六百二十三～六百二十七　（略） |
| （削る） | 六百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百二十九～六百三十二　（略） |
| 六百三十三～六百三十七　（略） | 六百三十三～六百三十七　（略） |
| （削る） | 六百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百三十九～六百四十二　（略） |
| 六百四十三～六百四十七　（略） | 六百四十三～六百四十七　（略） |
| （削る） | 六百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百四十九～六百五十二　（略） |
| 六百五十三～六百五十七　（略） | 六百五十三～六百五十七　（略） |
| （削る） | 六百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百五十九～六百六十二　（略） |
| 六百六十三～六百六十七　（略） | 六百六十三～六百六十七　（略） |
| （削る） | 六百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百六十九～六百七十二　（略） |
| 六百七十三～六百七十七　（略） | 六百七十三～六百七十七　（略） |
| （削る） | 六百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百七十九～六百八十二　（略） |
| 六百八十三～六百八十七　（略） | 六百八十三～六百八十七　（略） |
| （削る） | 六百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百八十九～六百九十二　（略） |
| 六百九十三～六百九十七　（略） | 六百九十三～六百九十七　（略） |
| （削る） | 六百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 六百九十九～七百二　（略） |
| 七百三～七百七　（略） | 七百三～七百七　（略） |
| （削る） | 七百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百九～七百十二　（略） |
| 七百十三～七百十七　（略） | 七百十三～七百十七　（略） |
| （削る） | 七百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百十九～七百二十二　（略） |
| 七百二十三～七百二十七　（略） | 七百二十三～七百二十七　（略） |
| （削る） | 七百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百二十九～七百三十二　（略） |
| 七百三十三～七百三十七　（略） | 七百三十三～七百三十七　（略） |
| （削る） | 七百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百三十九～七百四十二　（略） |
| 七百四十三～七百四十七　（略） | 七百四十三～七百四十七　（略） |
| （削る） | 七百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百四十九～七百五十二　（略） |
| 七百五十三～七百五十七　（略） | 七百五十三～七百五十七　（略） |
| （削る） | 七百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百五十九～七百六十二　（略） |
| 七百六十三～七百六十七　（略） | 七百六十三～七百六十七　（略） |
| （削る） | 七百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百六十九～七百七十二　（略） |
| 七百七十三～七百七十七　（略） | 七百七十三～七百七十七　（略） |
| （削る） | 七百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百七十九～七百八十二　（略） |
| 七百八十三～七百八十七　（略） | 七百八十三～七百八十七　（略） |
| （削る） | 七百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百八十九～七百九十二　（略） |
| 七百九十三～七百九十七　（略） | 七百九十三～七百九十七　（略） |
| （削る） | 七百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 七百九十九～八百二　（略） |
| 八百三～八百七　（略） | 八百三～八百七　（略） |
| （削る） | 八百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百九～八百十二　（略） |
| 八百十三～八百十七　（略） | 八百十三～八百十七　（略） |
| （削る） | 八百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百十九～八百二十二　（略） |
| 八百二十三～八百二十七　（略） | 八百二十三～八百二十七　（略） |
| （削る） | 八百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百二十九～八百三十二　（略） |
| 八百三十三～八百三十七　（略） | 八百三十三～八百三十七　（略） |
| （削る） | 八百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百三十九～八百四十二　（略） |
| 八百四十三～八百四十七　（略） | 八百四十三～八百四十七　（略） |
| （削る） | 八百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百四十九～八百五十二　（略） |
| 八百五十三～八百五十七　（略） | 八百五十三～八百五十七　（略） |
| （削る） | 八百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百五十九～八百六十二　（略） |
| 八百六十三～八百六十七　（略） | 八百六十三～八百六十七　（略） |
| （削る） | 八百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百六十九～八百七十二　（略） |
| 八百七十三～八百七十七　（略） | 八百七十三～八百七十七　（略） |
| （削る） | 八百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百七十九～八百八十二　（略） |
| 八百八十三～八百八十七　（略） | 八百八十三～八百八十七　（略） |
| （削る） | 八百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百八十九～八百九十二　（略） |
| 八百九十三～八百九十七　（略） | 八百九十三～八百九十七　（略） |
| （削る） | 八百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 八百九十九～九百二　（略） |
| 九百三～九百七　（略） | 九百三～九百七　（略） |
| （削る） | 九百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百九～九百十二　（略） |
| 九百十三～九百十七　（略） | 九百十三～九百十七　（略） |
| （削る） | 九百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百十九～九百二十二　（略） |
| 九百二十三～九百二十七　（略） | 九百二十三～九百二十七　（略） |
| （削る） | 九百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百二十九～九百三十二　（略） |
| 九百三十三～九百三十七　（略） | 九百三十三～九百三十七　（略） |
| （削る） | 九百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百三十九～九百四十二　（略） |
| 九百四十三～九百四十七　（略） | 九百四十三～九百四十七　（略） |
| （削る） | 九百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百四十九～九百五十二　（略） |
| 九百五十三～九百五十七　（略） | 九百五十三～九百五十七　（略） |
| （削る） | 九百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百五十九～九百六十二　（略） |
| 九百六十三～九百六十七　（略） | 九百六十三～九百六十七　（略） |
| （削る） | 九百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百六十九～九百七十二　（略） |
| 九百七十三～九百七十七　（略） | 九百七十三～九百七十七　（略） |
| （削る） | 九百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百七十九～九百八十二　（略） |
| 九百八十三～九百八十七　（略） | 九百八十三～九百八十七　（略） |
| （削る） | 九百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百八十九～九百九十二　（略） |
| 九百九十三～九百九十七　（略） | 九百九十三～九百九十七　（略） |
| （削る） | 九百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 九百九十九～千二　（略） |
| 千三～千七　（略） | 千三～千七　（略） |
| （削る） | 千八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千九～千二十二　（略） |
| 千二十三～千二十七　（略） | 千二十三～千二十七　（略） |
| （削る） | 千二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二十九～千三十二　（略） |
| 千三十三～千三十七　（略） | 千三十三～千三十七　（略） |
| （削る） | 千三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千三十九～千四十二　（略） |
| 千四十三～千四十七　（略） | 千四十三～千四十七　（略） |
| （削る） | 千四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千四十九～千五十二　（略） |
| 千五十三～千五十七　（略） | 千五十三～千五十七　（略） |
| （削る） | 千五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千五十九～千六十二　（略） |
| 千六十三～千六十七　（略） | 千六十三～千六十七　（略） |
| （削る） | 千六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千六十九～千七十二　（略） |
| 千七十三～千七十七　（略） | 千七十三～千七十七　（略） |
| （削る） | 千七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千七十九～千八十二　（略） |
| 千八十三～千八十七　（略） | 千八十三～千八十七　（略） |
| （削る） | 千八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千八十九～千九十二　（略） |
| 千九十三～千九十七　（略） | 千九十三～千九十七　（略） |
| （削る） | 千九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千九十九～千百二　（略） |
| 千百三～千百七　（略） | 千百三～千百七　（略） |
| （削る） | 千百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百九～千百十二　（略） |
| 千百十三～千百十七　（略） | 千百十三～千百十七　（略） |
| （削る） | 千百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百十九～千百二十二　（略） |
| 千百二十三～千百二十七　（略） | 千百二十三～千百二十七　（略） |
| （削る） | 千百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百二十九～千百三十二　（略） |
| 千百三十三～千百三十七　（略） | 千百三十三～千百三十七　（略） |
| （削る） | 千百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百三十九～千百四十二　（略） |
| 千百四十三～千百四十七　（略） | 千百四十三～千百四十七　（略） |
| （削る） | 千百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百四十九～千百五十二　（略） |
| 千百五十三～千百五十七　（略） | 千百五十三～千百五十七　（略） |
| （削る） | 千百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百五十九～千百六十二　（略） |
| 千百六十三～千百六十七　（略） | 千百六十三～千百六十七　（略） |
| （削る） | 千百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百六十九～千百七十二　（略） |
| 千百七十三～千百七十七　（略） | 千百七十三～千百七十七　（略） |
| （削る） | 千百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百七十九～千百八十二　（略） |
| 千百八十三～千百八十七　（略） | 千百八十三～千百八十七　（略） |
| （削る） | 千百八十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百八十九～千百九十二　（略） |
| 千百九十三～千百九十七　（略） | 千百九十三～千百九十七　（略） |
| （削る） | 千百九十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千百九十九～千二百二　（略） |
| 千二百三～千二百七　（略） | 千二百三～千二百七　（略） |
| （削る） | 千二百八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百九～千二百十二　（略） |
| 千二百十三～千二百十七　（略） | 千二百十三～千二百十七　（略） |
| （削る） | 千二百十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百十九～千二百二十二　（略） |
| 千二百二十三～千二百二十七　（略） | 千二百二十三～千二百二十七　（略） |
| （削る） | 千二百二十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百二十九～千二百三十二　（略） |
| 千二百三十三～千二百三十七　（略） | 千二百三十三～千二百三十七　（略） |
| （削る） | 千二百三十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百三十九～千二百四十二　（略） |
| 千二百四十三～千二百四十七　（略） | 千二百四十三～千二百四十七　（略） |
| （削る） | 千二百四十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百四十九～千二百五十二　（略） |
| 千二百五十三～千二百五十七　（略） | 千二百五十三～千二百五十七　（略） |
| （削る） | 千二百五十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百五十九～千二百六十二　（略） |
| 千二百六十三～千二百六十七　（略） | 千二百六十三～千二百六十七　（略） |
| （削る） | 千二百六十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |
| （削る） | 千二百六十九～千二百七十二　（略） |
| 千二百七十三～千二百七十七　（略） | 千二百七十三～千二百七十七　（略） |
| （削る） | 千二百七十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点 |

**第二条**　船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。<br>一～九　（略）<br>（削る）<br>十～十六　（略） | 船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。<br>一～九　（略）<br>十　北緯三十四度四十分十二秒東経百三十八度五十六分五十五秒の地点<br>十一～十七　（略） |

**附　則**

この告示は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年七月一日から施行する。

**○防衛省告示第百四十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十三号**

海上における火薬の水中爆破訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月十五日から同月二十七日までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区　域　硫黄島周辺の次の一の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域及び次の二の(ア)から(ク)までの八地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ク)の地点を結んだ線により囲まれる区域

一
(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒
(イ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒
(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒
(エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

二
(ア)　北緯二四度四八分五七秒　東経一四一度一七分一一秒
(イ)　北緯二四度五〇分〇二秒　東経一四一度一九分二七秒
(ウ)　北緯二四度四九分〇一秒　東経一四一度二〇分六〇秒
(エ)　北緯二四度四八分四一秒　東経一四一度二〇分四四秒
(オ)　北緯二四度四九分二六秒　東経一四一度一九分三六秒
(カ)　北緯二四度四九分二七秒　東経一四一度一九分〇九秒
(キ)　北緯二四度四八分五五秒　東経一四一度〇七分〇二秒
(ク)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度二一分二八秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　爆破訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、爆破海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

六月八日衆議院から次の議案が送付された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝外八名提出）（衆第一一号）

**議案付託**

六月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

総務委員会に付託

産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）　経済産業委員会に付託

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

環境委員会に付託

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

**質問主意書転送**

六月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第五二号）

ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五三号）

# 叙位・叙勲

**○叙位**

正四位に叙する

（北海道教育大学名誉教授）　速水　修

正五位に叙する

（国立国会図書館司書）

林　徹　松井　正矩

従五位に叙する（各通）

大賀　健而　上川　順一

鈴木　克弘　松久保正弘

正六位に叙する（各通）

阿部安二郎　大江　順子

小池　孫男　坂本　勝

鶴薗　近　長井　行輝

従六位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上五月四日）

正五位に叙する

稲垣　雅彦

従五位に叙する（各通）

石井　淳夫　今井　智彦

木村　良博　服部　公文

渡邊　由正

正六位に叙する（各通）

大内　泰弘　風間　孝一

濱邊日出雄　牧内　隆久

村田喜代士　山岸　信造

従六位に叙する（各通）

石原　桂　小林　幸市

正七位に叙する（各通）

河口　義夫　國府田　諒

従七位に叙する（各通）（以上五月五日）

速水　和彦　村岡　義久

従四位に叙する（各通）

木幡　義則

従五位に叙する（各通）

稲葉　清弘　大塚　英也

正六位に叙する（各通）

有路　幸二　井川　善幸

小林　新治　土屋　孝之

三村　昭平　米村　博文

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

徳永　勝美

従七位に叙する（各通）（以上五月六日）

藤井　健　加藤　紀一

従五位に叙する（五月七日）

新屋　敏

正六位に叙する（五月八日）

**○叙勲**

旭日双光章を授ける（五月五日）

今泉　實

（国立国会図書館司書）

甲田美作雄　鈴木　克弘

林　徹　松井　正矩

瑞宝双光章を授ける（各通）

奥井　壽一　園田　昌臣

谷口　統雄

長谷川昌司　北　智香子　木村　良博　國府田　諒

今泉　實　水本　馨　宮崎　勝徳

福原　達郎

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月四日）

多田野　弘　小森　昭夫　玉村　靖

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月五日）

北　智香子　大塚　英也　田母神光男

瑞宝単光章を授ける（各通）

有路　幸二　土屋　孝之　松原　政博

瑞宝双光章を授ける（各通）

小森　昭夫　永冨　敬治　藤井　健

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月六日）

玉村　靖　加藤　紀一

瑞宝双光章を授ける（五月七日）

宮崎　勝徳　新屋　敏　鷹觜　俊夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月八日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、ベトナム共産党中央執行委員会書記長兼ベトナム主席トー・ラム閣下の国家主席就任につき、六月三日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、カナダ総督ルイーズ・アルブール閣下の総督就任につき、六月八日御祝電を発せられた。

**登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十日　国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社日本海洋資格センター

(二) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

株式会社日本海洋資格センター　本社

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階

株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所

長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階

株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院

熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地

株式会社日本海洋資格センター　中国事務所

広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内

# 官庁報告

## 官庁事項

**国営阿賀野川用水事故防止事業計画の公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、国営阿賀野川用水土地改良事業（事故防止）につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年６月10日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営阿賀野川用水事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し

2　縦覧期間

令和８年６月10日から令和８年７月１日まで

3　縦覧場所

農林水産省北陸農政局のウェブサイト

株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）
株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社日本海洋資格センター　北海道事務所
北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階

㈢　変更年月日　令和八年五月一日

**登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する同規則第四条の十の規定に基づき、次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

㈠　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社日本海洋資格センター

㈡　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地
株式会社日本海洋資格センター　中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社日本海洋資格センター　沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　ビックライスビル六階
株式会社日本海洋資格センター　関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目三一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）

株式会社日本海洋資格センター　本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所
長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地

㈢　変更年月日　令和八年五月一日

## 法　務

**公証人任免**

さいたま地方法務局所属公証人猪俣尚人は願により公証人を免ぜられた。

加藤裕は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属公証人猪俣尚人の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人喜多剛久は願により公証人を免ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人中村誠は願により公証人を免ぜられた。

済田秀治は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人中村誠の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人扇谷俊春は願により公証人を免ぜられた。

三善和則は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人扇谷俊春の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人堀楠雄は願により公証人を免ぜられた。

正木開志は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人堀楠雄の後任を命ぜられた。（以上六月一日）（法務省）

# 公　告

## 諸　事　項

**少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示**

保険業法第272条の５第10項、保険業法施行令第38条の７第３項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第１項の規定により、次の各号のとおり公示する。

１．商号　大同火災海上保険株式会社　（令和８年４月１日大同火災ＷｉＬ少額短期保険株式会社を合併）

２．本店の所在地　沖縄県那覇市久茂地１丁目12番１号

３．代表者の氏名　松川　貢大

４．取戻しをしようとする供託金の額

10,000,000円

５．上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の５第６項の権利を有する者は、令和８年12月28日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて沖縄総合事務局財務部金融監督第一課に提出されたい。

６．前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年６月10日

沖縄総合事務局長　小八木大成

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 書面による計算報告

### 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２号**

群馬県太田市矢場町２７０７番地
清算株式会社　株式会社Ｙ商事
１　決定年月日　令和８年５月２６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所太田支部

### 特別清算協定認可

**令和８年（ヒ）第１００２号**

広島市西区商工センター１丁目６番34号
清算株式会社　ＪＩＲＡＵＤ株式会社
代表清算人　奥原　誠次郎
１　決定年月日　令和８年５月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和６年６月15日以降（広島信用金庫のみ令和６年６月11日以降）の利息・損害金債権の全額とする。
第２　共益的債権及び優先債権
特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権の弁済及び権利の変更
１　本協定に基づく弁済は行わない。
２　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権について、本協定の認可決定確定時に、全額の免除を受ける。
３　清算株式会社に新たな財産が発見され、第２記載の請求権等に対する弁済後に残金が生じた場合、協定債権に対して按分して弁済する（按分計算の結果生じる１円未満の金額は切り捨てるものとする。）。この場合、当該弁済額の範囲で前項の免除は遡及的に効力を失うものとする。
（別表省略）

以上
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（ヒ）第１００３号**

広島市中区本川町３丁目１番５号
清算株式会社　ｉｒｏｎｉｃ株式会社
代表清算人　奥原　誠次郎

１　決定年月日　令和８年５月26日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和６年６月15日以降の利息・損害金債権の全額とする。

第２　共益的債権及び優先債権

特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。

第３　協定債権の弁済及び権利の変更

１　本協定に基づく弁済は行わない。

２　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権について、本協定の認可決定確定時に、全額の免除を受ける。

３　清算株式会社に新たな財産が発見され、第２記載の請求権等に対する弁済後に残金が生じた場合、協定債権に対して按分して弁済する（按分計算の結果生じる１円未満の金額は切り捨てるものとする。）。この場合、当該弁済額の範囲で前項の免除は遡及的に効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

広島地方裁判所民事第４部

**再生手続開始**

**小規模個人再生による再生手続開始**

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十八頁（号外第一六三号）

令和八年六月十日

東京都千代田区九段北一丁目一四番六号九段坂上ＫＳビル

（甲）株式会社ＲＭキャリア

代表取締役　平野　厳太

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（乙）株式会社リクルートメディカルキャリア

代表取締役　髙﨑　透

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

東京都北区赤羽北三丁目二六番一―八〇一号

合同会社ベルハープ

代表社員　吉井　政勝

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

東京都新宿区高田馬場一丁目五番二一―五〇七号

合同会社Ｔ＆Ｃ

代表社員　ティハ・タパイソー

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

愛知県豊橋市富士見台六丁目五番地七

ＢＯＭＢＲＡＳｉＬ合同会社

代表社員　立沢　盛夫

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

大阪府吹田市藤が丘町二九番七号

合資会社古田住宅

代表社員　古田　晴成

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社ニューエージェント

代表社員　仲島　奨吾

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

大阪市西区立売堀一―九―一三エアル本町ビル五Ｂ

合同会社奈央右衛門

代表社員　八倉奈央子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

大阪府豊中市蛍池中町一丁目三番一九号二Ｆ

合同会社木村測量事務所

代表社員　木村　集

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十四日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌａｈａｌｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十日

愛媛県松山市白水台一丁目六番地四

合同会社ラハレ

代表社員　谷本　千春

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億八千三百九十万三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　七十九頁（号外第十七号）

令和八年六月十日

東京都新宿区高田馬場二―一七―三東京三協信用金庫本店ビル八〇一

株式会社ハイウェイ

代表取締役　久保　文誉

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十万円減少し、百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十日

北九州市門司区大字柄杓田一四一三番地

有限会社ひしゃくだ海運

代表取締役　中村　幸一

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億百十六万円、資本準備金の額を三億八千九百十六万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月十日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目二三番七号

株式会社コパ・コーポレーション

代表取締役　吉村　泰助

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億七千五百二万五千円、資本準備金の額を一億九千三百七十二万五千円減少し、それぞれ二千五百万円、六百二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ57株式会社

代表取締役　西野　貴司

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年六月三十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十日

福島県二本松市木幡字西和代二番地一

有限会社菅野牧場

代表取締役　菅野　寿市

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

北海道旭川市四条通二丁目

旭川トヨタ自動車株式会社

代表取締役　西河　秀人

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都新宿区百人町二丁目四番一号

株式会社交通建設

代表取締役　森　　明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都渋谷区桜丘町一七番六号渋谷協栄ビル

株式会社アゴス・ジャパン

代表取締役　二塚　正之

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十六日開催予定の株主総会決議を条件に、同年同月二十九日を効力発生日として定款を変更し、株券を発行しない旨を定めることにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都江東区新木場四丁目七番四一号

エアロトヨタ株式会社

代表取締役　加藤　浩士

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都江東区新木場一丁目七番二二号

株式会社ハウス・デポ・ジャパン

代表取締役　岩井　直人

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都大田区矢口二丁目一三番六号

株式会社協立コンサルタンツ

代表取締役　山口　　明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

石川県金沢市戸水二丁目一四〇番地

株式会社エイム

代表取締役　吉田　康志

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

大阪市西区南堀江三丁目一五番一四号

寶船冷蔵株式会社

代表取締役　中井　　宏

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

岡山市北区表町三丁目三番三〇号

株式会社よいきげん

代表取締役　山本　昌平

**配当公告**

愛知県豊橋市清須町字宮西一一六番地一

破産者　有限会社丸親トラック

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部令和七年（フ）第二〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六〇、三一二、三四〇円

一、配当をすることのできる金額

金九、五五六、四四九円

令和八年六月十日

愛知県豊橋市大国町一〇五レグルスアーク一―一　破産管財人　弁護士　菊地令比等

**債権申出の公告（第二回）**

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地

株式会社コスモスーツ

代表清算人　弁護士　武村　　陽

連絡先　福島県郡山市麓山一丁目二番一三号

弁護士法人けやき法律事務所

**取消公告**

令和八年五月二十七日（号外第一一七号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。

令和八年六月十日

岐阜県恵那市長島町中野三〇七番地

株式会社高木商店

代表取締役　高木　應浩

**取消公告**

令和八年五月二十二日（号外第一一四号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年六月十日

大阪市中央区西心斎橋一丁目一〇番一〇号

ニュー心斎橋ビルディング四〇三

株式会社Ｃａｔｈａｒｓｉｘ

代表取締役　金沢　充倫

**正　誤**

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）こども家庭庁・厚生労働省告示第五号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

四九五ページから五〇〇ページまでの「（十一）」は「（十二）」の「（十一）」は「（十二）」の「（十三）」・「（十四）」は「（十三）・（十四）」の誤り。

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 七七 | | 改正後欄終りから一〇 | 特定企業事業主 | 特定事業主 |
| 〃 | 〃 | 八 | 認定特定企業事業主 | 認定特定事業主 |
| 〃 | 〃 | 八 | 認定特定企業事業 | 認定特定事業 |

令和八年四月二十八日（号外第九十九号）厚生労働省告示第二百五号（短時間・有期雇用労働者対策基本方針）

（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五〇 | 下 | 終りから一六 | 一画 | 一画 |